

平成31年度版
自治会関連補助金制度等の手引き



～ 人と自然が織りなす しあわせ交流都市 とうみ ～

東 御 市

目 次

【市の自治会関連の補助制度等】

| | | |
|------------------|----------|-------|
| 地域づくり活動補助金 | ・・・・・・・・ | 1ページ |
| 自治会活動保険加入補助金 | ・・・・・・・・ | 2ページ |
| 社会教育活動事業補助金 | ・・・・・・・・ | 2ページ |
| 区民広場等整備事業補助金 | ・・・・・・・・ | 3ページ |
| 公民館分館施設整備事業補助金 | ・・・・・・・・ | 3ページ |
| 文化財保護事業等補助金 | ・・・・・・・・ | 4ページ |
| ごみステーション整備事業補助金 | ・・・・・・・・ | 6ページ |
| 土地改良事業補助金 | ・・・・・・・・ | 7ページ |
| アメリカシロヒトリ共同防除補助金 | ・・・・・・・・ | 8ページ |
| 小型除雪機等購入補助金 | ・・・・・・・・ | 9ページ |
| 生活道路除雪事業補助金 | ・・・・・・・・ | 9ページ |
| 緑化推進事業補助金 | ・・・・・・・・ | 10ページ |
| 防犯灯設置補助金 | ・・・・・・・・ | 11ページ |
| 消防施設等補助金 | ・・・・・・・・ | 12ページ |
| 小規模土木事業 | ・・・・・・・・ | 13ページ |
| 消防関連事業 | ・・・・・・・・ | 13ページ |
| 分館活動等の補助金交付基準 | ・・・・・・・・ | 14ページ |
| 地域活動備品貸出制度について | ・・・・・・・・ | 15ページ |

【その他自治会関連の補助制度】

| | | |
|------------|----------|-------|
| コミュニティ助成事業 | ・・・・・・・・ | 18ページ |
|------------|----------|-------|

東御市自治会（区等）関連補助金等

東御市自治会（区等）に関連する補助金制度等を記載しました。

内容・手続等の詳しい事柄は、担当課にお問い合わせください。

●地域づくり活動補助金

【補助金の内容】

地域の活性化及び協働のまちづくりの推進を図るため、区等が自ら考え、自ら行動を起こす地域づくり活動に要する経費に対し、補助金を交付します。
※市の認定を受けた事業が対象になります。

【事業実施までの大まかな流れ】

- 1.地域づくり・移住定住支援室へ相談
- 2.事業募集（事業認定申請書の提出）【10月～11月】
- 3.事業認定審査会での説明【12月】
- 4.審査結果の通知（事業認定の可否等のお知らせ）【12月】
- 5.事業実施【次年度4月～】

【補助率】

事業補助：事業の内容により 100/100、75/100、50/100 の補助率となります。（限度額 100 万円）

団体補助：対象経費の 1/2 以内（限度額 5 万円）

【担当課】

地域づくり・移住定住支援室（中央公民館2階） 電話：71-6790

【備考】

これまでに、自治会（区等）が実施した事業の一部は、次のとおりです。

| 事業名 | 内容 |
|---------------|-----------------------------|
| 区内環境整備事業 | 区民の憩いの場の整備（遊歩道、植栽、ベンチ等を整備） |
| 区名所旧跡ガイドブック作成 | ガイドブックの作成と名所旧跡探訪会の開催 |
| 歴史かるた作成事業 | 歴史かるたの作成と地域住民参加のかるた大会の開催 |
| 区誌の発行事業 | 今日までの経緯を区誌にまとめ、今後の区の発展に役立てる |

●自治会活動保険加入補助金

【補助金の内容】

自治会活動の円滑な推進に資するため、区等がその活動に伴う事故等を包括的に補償する保険の加入に要する経費に対し、補助金を交付します。

【補助対象経費】

区等の年間活動を補償する保険で、第三者への賠償、自治会活動参加者の傷害及び費用損害を備えている保険が対象となります。

【補助率】

補助率は、加入保険料の1/3以内です。ただし、10万円が限度額となります。

【担当課】

地域づくり・移住定住支援室（中央公民館2階） 電話：71-6790

●社会教育活動事業補助金

【補助金の内容】

社会教育の充実振興を図ることを目的に、分館等がその活動を円滑に推進するために、補助金を交付します。

【補助対象経費】

次に掲げる分館活動に要する経費が対象となります。

- ・ 展示会、各種発表会の文化振興に要する経費
- ・ 運動会、相撲大会等分館の体育振興に要する経費
- ・ 学級講座の開設、講演会の開催等分館の学習に要する経費
- ・ 分館の広報等分館の活動に要する経費

【補助金の交付基準】

補助金の交付基準については、14ページをご覧ください。

【担当課】

生涯学習課 社会教育・公民館係（中央公民館2階）電話：64-5885

●区民広場等整備事業補助金

【補助金の内容】

青少年の健全育成、区民の健康増進及び地域活動の活性化を図るため、区がその管理する広場等を整備する事業に要する経費に対し、補助金の交付をします。

【補助対象経費及び補助率】

| 補助対象経費 | 補助率 |
|--|-------------|
| ・事業費 10 万円以上の土地取得及び造成に要する経費 ・事業費 10 万円以上の公園施設等の設置、修繕及び撤去に要する経費 ・借地に要する経費 | 50 / 100 以内 |

※新興住宅団地（整備から 10 年以内の団地）による事業又は 2 以上の区による共同事業についての補助率は 55 / 100 以内

【その他】

原則として、区の長期事業計画で計画された事業で、その事業が採択された場合の制度となります。

【担当課】

生涯学習課 社会教育・公民館係（中央公民館 2 階）電話：64-5885

●公民館分館施設整備事業補助金

【補助金の内容】

公民館分館の施設整備を図るために区等が行う分館の新築、改造等の事業に要する経費に対し、補助金を交付します。

【補助対象経費及び補助率】

| 補助対象経費 | 補助率 |
|--|-------------|
| ・分館の新築、改築又は増築（33 m ² 以上の増築）に伴う本体工事、電気工事、給排水工事、ガス工事、造成工事（取壊し工事を含む）及び設計監督に要する経費 ・分館の敷地整備工事（舗装工事を含む）に要する経費 ・分館の下水道工事に要する経費 | 50 / 100 以内 |

| | |
|--|-----------------------|
| ・東御市木造住宅・避難施設耐震診断事業実施要綱（平成18年東御市告示第40号）の規定による精密耐震診断結果に基づき、平成33年3月31日までの間に実施する分館の耐震改修工事に要する経費 | 3分の2以内 |
| ・分館の増築（33㎡未満の増築）、改造及び補修に要する経費（工事費20万円以上） | 40/100以内 |
| ・市長が別に定める分館の新築、改築に伴う備品等設備に要する経費 | 30/100以内 (限度額50万円) |

※分館新築又は改築に伴う補助対象建築基準面積

平屋建ての場合 分館1世帯1㎡ + 120㎡の範囲

2階建て以上の場合 分館1世帯1㎡ + 150㎡の範囲

上記の基準面積を上回る場合の補助率は、上回った分の20/100以内

※新興住宅団地（整備から10年以内の団地）による事業の補助率は、上記の補助率の残額の2割を加算した範囲内

【その他】

原則として、区の長期事業計画で計画された事業で、その事業が採択された場合の制度となります。

【担当課】

生涯学習課 社会教育・公民館係（中央公民館2階）電話：64-5885

●文化財保護事業等補助金

【補助金の内容】

文化財の所有者等が行う文化財保護のための事業並びに伝統的建造物群保存地区内の環境整備事業に要する経費に対し、補助金を交付します。

※文化財保護事業に係る補助金

文化財保護事業に係る補助金の交付の対象は、国、県、又は市が指定した文化財その他市教育委員会が認める文化財の保存、活用等を行う10万円以上の事業が対象となります。

【補助対象経費及び補助率】

| 補助対象経費 | 補助率等 |
|--|---|
| 1 指定文化財の修理、復旧、保存、公開その他その保存及び活用に要する経費 | 補助対象経費から国及び県の補助額を控除した額の10分の5以内。ただし、300万円を限度とする。 |
| 2 指定文化財の保存及び活用のため、当該指定文化財と一体をなす物件の整備に要する経費で、市長が認めたもの | 10分の5以内。ただし、300万円を限度とする。 |

| | |
|--|-------------------------|
| 3 1及び2以外の文化財保護事業で、市長が認めた文化財の保存及び活用に要する経費 | 10分の5以内。ただし、30万円を限度とする。 |
|--|-------------------------|

※保存地区に係る補助金

- ・ 保存地区内の伝統的建造物及び伝統的建造群と一体をなす環境を保存するために必要と認められる物件を整備する事業が対象となります。
- ・ 保存地区内における伝統的建造物群以外の建築物及びその他の工作物を整備する事業が対象となります。

【補助対象経費及び補助率】

1 伝統的建造物及び環境物件

| 区分 | 補助対象 | 補助率 | 補助限度額 |
|------------|---|---------|-------|
| 主屋 | 外観保存のための修理に要する経費。ただし、外観の保存上又は構造耐力上必要があると認められる場合は、基礎、土台、床組、柱、梁材、横架材、小屋組等の構造材に要する経費を含むことができる。 | 10分の8以内 | 万円 |
| 蚕室、桑屋 | | | 600 |
| 土蔵 | | | 500 |
| 長屋門 | | | 400 |
| 社寺建造物 | | | 200 |
| 上記に属さない建築物 | 含むことができる。 | 10分の5以内 | 500 |
| 工作物及び環境物件 | 修理又は復旧に要する経費 | 10分の8以内 | 100 |
| | | 10分の5以内 | 100 |

2 伝統的建造物以外の物件

| 区分 | 補助対象 | 補助率 | 補助限度額 |
|--------|---|---------|-------|
| 主屋 | 新築、増築又は改築については、原則として公道に面したもので、かつ、外観を伝統的建造物に模したものの又はこれに調和した和風建築とするものに係る経費のうち、公道正面に臨む屋根、外壁、建具、軒先等の修景に要する経費(外壁の修理に要する経費には、下地経費を含み、電気設備その他の設備に要する経費は含まないものとする。) | 10分の6以内 | 万円 |
| 小屋、車庫等 | | | 200 |
| 門及び塀 | | | 50 |
| 生垣 | | | 50 |
| | 周囲の景観に調和した新設又は改植に要する経費 | | 10 |

| | | | |
|--------|------------------------|--|----|
| 石垣及び側溝 | 周囲の景観に調和した新設又は改良に要する経費 | | 30 |
|--------|------------------------|--|----|

【その他】

原則として、区の長期事業計画で計画された事業で、その事業が採択された場合の制度となります。

【担当課】

教育課 文化財係（中央公民館2階） 電話：75-2717

●ごみステーション整備事業補助金

【補助金の内容】

快適な生活環境保全のため、区等が実施するごみステーション整備事業に要する経費に対し、補助金を交付します。

【補助対象経費及び補助率】

| 補助対象経費 | 補助率等 |
|----------------------|--|
| ごみ集積施設設置事業 | 事業費の1/2以内 (限度額5万円。景観に配慮した施設にあっては、10万円が限度額。) |
| 事業費が2万円以上のごみ集積施設修繕事業 | 事業費の1/2以内 (限度額5万円) |
| 対策費が1万円以上の鳥獣被害防止対策 | 事業費の1/2以内 (限度額3万円) |

【その他】

原則として、区の長期事業計画で計画された事業で、その事業が採択された場合の制度となります。

【担当課】

生活環境課 クリーンリサイクル係（東部クリーンセンター） 電話63-6814

●土地改良事業補助金

【補助金の内容】

農業生産の向上を図るため、区等が行う土地改良事業並びに農地及び農業用施設の災害復旧事業に要する経費に対し、補助金を交付します。

【補助対象経費及び補助率】

補助対象となる事業は、1件の事業費が5万円以上の事業です。

| 事業の種類 | 経費 | 採択基準 | 補助率 |
|-------------|--|--|-----------|
| 農道整備事業 | 一定の計画に基づいて行う農道の新設又は改良事業に要する経費(用地費については別に定める額の範囲内とする。) | 幅員4m以上 | 10分の7以内 |
| | | 幅員2.5m以上4m未満 | 10分の5.5以内 |
| 農業用排水施設整備事業 | 農業用排水施設(畑地かんがいを含む。)の新設、改良又は整備に要する経費 | | 10分の6.5以内 |
| 農地防災事業 | 公共用施設、人畜に被害を与えるおそれのある施設、農地を事前防止する事業の施行に要する経費 | | 10分の8以内 |
| 災害復旧事業 | 農業用施設(農道、水路、ため池等)及び農地が災害により被害を受け、これを原形に復旧する事業の施行に要する経費 | 農業用施設 | 10分の10以内 |
| | | 農地 | 10分の8以内 |
| 農道舗装事業 | 農道舗装に要する経費 | 幅員1.8m以上 | 10分の7以内 |
| 原材料支給事業 | 原材料(資材)に要する経費 | | 10分の7以内 |
| 小規模土地改良事業 | 土地基盤条件の整備を促進し、及び農業経営合理化を図るために要する経費 | (1) 農道で新設又はこれに準ずるもので、延長500m未満、幅員2.0m以上2.5m以下、受益者2人以上及び基幹道路への取付け (2) 暗渠排水で、受益面積10a以上200a未満で、排水管の延長50m以上300m以下のもの (3) 区画整理(畦畔除去、客土又は抜根)で受益面積10a以上200a未満のもの | 10分の3以内 |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | (4) 重機（ブルドーザー、バックホウ等）を用い、耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官通知）に基づく事業を行う場合で、面積10a以上のもの。ただし、復旧した荒廃農地に永年性作物を耕作する場合を除く。 | |
|--|--|--|--|

※補助金の対象となる事業の限度額は300万円です。

（複数年度に分けて同一箇所を実施する場合でも1件の事業と見なし、事業費の限度額は300万円です。）

【その他】

原則として、区の長期事業計画で計画された事業で、その事業が採択された場合の制度となります。

【担当課】

農林課 耕地林務係（庁舎別館2階） 電話：64-5898

●アメリカシロヒトリ共同防除補助金

【補助金の内容】

アメリカシロヒトリの撲滅を図るため、区等が実施する一斉共同防除に要する経費に対し、補助金を交付します。

【補助対象経費及び補助率】

| 補助対象経費 | 補助率等 |
|----------------------------------|-------------------|
| 焼殺用石油、農薬及び防除器具の購入並びに委託防除に要する経費 | 経費の1/2以内 |
| 動力噴霧器、スピードスプレーヤー及びトラックの借上げに要する経費 | それぞれ1日当たり1,000円以内 |

【担当課】

農林課 農政係（庁舎別館2階） 電話：64-5894

●小型除雪機等購入補助金

【補助金の内容】

冬期間の道路交通確保を図るため、区等が小型除雪機等を購入するに要する経費に対し、補助金を交付します。

【補助対象経費】

区等が道路及び歩道等の除雪に使用するための小型除雪機等の購入費、並びに当事業により購入した小型除雪機等に関わる修繕費が補助対象となります。ただし、個人が使用するものは、補助対象とはなりません。

【補助率】

補助金額＝補助対象経費の1／2以内

補助対象経費

- ① 小型除雪機等に関わる購入費 ・ ・ ・ ・ 限度額 15万円
- ② 小型除雪機等に関わる修繕費 ・ ・ ・ ・ 限度額 5万円

(小型除雪機等 ・ ・ ・ ・ 小型除雪機・除雪板・タイヤチェーン・回転灯など)

【担当課】

建設課 管理係（庁舎別館3階） 電話：64-5892

●生活道路除雪事業補助金

【補助金の内容】

冬期間における集落内の道路の安全を確保するため、区等が行う集落内道路の除雪作業に要する経費に対し、補助金を交付します。

【補助対象経費】

区等が行う除雪作業で、次に掲げる全てに該当するものが補助対象となります。

- ① 市が除雪を行う道路以外の認定市道（家屋等がある集落内の生活道路に限るものとし、水田又は畑地内の道路を除く。）の除雪であること。
- ② 特定の者との委託契約に基づく機械による除雪であること。
- ③ おおむね10cm以上の積雪による除雪であること。

【補助率】

補助金額＝実績額の1／2以内

※実績額の算出方法

| 項目 | 基準 |
|---------------|--|
| 作業単価 | 委託契約で定める契約単価(その契約単価が1時間当たりの額でない場合は、1時間当たりとして算出した額)又は30,000円のいずれか少ない額 |
| 実績額＝作業時間×作業単価 | |

(備考) 1回あたりの基準額に100円未満の端数がある場合は、切り捨てるものとする。

【担当課】

建設課 管理係(庁舎別館3階) 電話：64-5892

●緑化推進事業補助金

【補助金の内容】

快適で緑あふれる美しいまちづくりを推進するため、緑地空間の創出と緑の保全を積極的に進める団体等に対し、補助金を交付します。

【補助対象経費及び補助率】

| 補助対象経費 | 補助率 |
|------------------------------------|----------|
| 花苗、種子、球根、苗木等植栽物 | 10分の10以内 |
| 土、肥料、支柱、石、ブロック、防草材等花壇資材 | 10分の8以内 |
| 花壇設置等に要する機械(事業実施団体の会員の所有物を除く。)の借上料 | 10分の5以内 |

【補助金限度額】

| 事業の区分 | 補助限度額 |
|-------|----------|
| 新規事業 | 150,000円 |
| 継続事業 | 100,000円 |

注 「継続事業」とは、新規事業として補助金の交付を受けた事業について、2年目以降も継続して実施する事業をいいます。ただし、当該補助金の交付を受けた最終年度から5年を経過した事業を除きます。

【補助金の交付回数等】

- (1) 同一団体が同一年度内に補助金の交付を受けられる回数は、2回を限度とします。ただし、同一年度内の2回目の補助金の交付は、季節ごとの花の植替え又は別の事業対象地で事業を実施する場合に限ります。
- (2) 同一年度内に2回の補助金を受ける団体の1年度あたりの補助金の額は、新規事業、継続事業の別を問わず、15万円を限度とします。ただし、継続

事業に係るその年度の1回目の補助金の額については、10万円を限度とします。

【その他】

緑化推進事業補助金の交付を受けるには、事前に補助金交付申請手続きが必要になります。詳しくは下記担当課までお問い合わせください。

【担当課】

建設課 都市計画係（庁舎別館3階） 電話：64-5914

●防犯灯設置補助金

【補助金の内容】

夜間の防犯及び良俗の維持を図るため、区等が行う防犯灯の新設、移転等の事業に要する経費に対し、補助金を交付します。

【補助対象経費】

補助対象となる防犯灯は、区の長期事業計画で対象年度に内示となった事業に基づく、新設（原則として付近50メートル以内に他の防犯灯がないこと）・移設・修繕・LED灯への更新等です。

長期事業計画で要望していない緊急性のある新設・移設・修繕等については、担当課へご相談ください。

なお、設置後の電気料の支払い及び小規模な修繕（10,000円以下）は、区等が行うこととなります。

【補助率】

補助額は1基あたりの事業費毎に算出し、LED防犯灯の更新等については、事業費の3分の2以内で限度額は50,000円、緊急修繕については、事業費の2分の1以内で限度額は50,000円、それ以外の場合（蛍光灯式や水銀灯及び撤去等）は事業費の2分の1以内で限度額は25,000円です。

【その他】

原則として、区の長期事業計画で要望のあった事業で、その事業が採択された場合の制度となります。

また、聖区、奈良原区、東入区、西入区、滝の沢区及び湯の丸区については、辺地財政特別措置として通常の補助額に加え、更に区負担額の30%以内の補助があります。

【担当課】

生活環境課 生活安全係（庁舎本館1階） 電話：64-5896

●消防施設等補助金

【補助金の内容】

消防活動の円滑化を図るため、区等が行う消防施設等の整備に要する経費に対し、補助金を交付します。

【補助対象経費及び補助率】

| 補 助 対 象 | | 補 助 率 |
|-------------------------------|-----------|-----------------------|
| 車 庫 | | 10/10以内 (限度額100万円) |
| 消防詰所 | 消防団員25人以上 | 6/10以内 (限度額280万円) |
| | 消防団員15人以上 | 6/10以内 (限度額270万円) |
| | 消防団員14人以下 | 6/10以内 (限度額260万円) |
| 車庫付消防詰所 | 車 庫 分 | 全体事業費の1/2の 10/10以内 |
| | 消防詰所分 | 全体事業費の1/2の 6/10以内 |
| 既存消防詰所等解体費 (新築、改築に伴うものに限る) | | 事業費の6/10以内 |

【そ の 他】

原則として、区の長期事業計画で計画された事業で、その事業が採択された場合の制度となります。

【担 当 課】

消防課 消防施設係（消防署内） 電話：62-0119

●小規模土木事業

【対象事業及び採択基準等】

| 対 象 事 業 | 採 択 基 準 |
|---------|---------------------------------|
| 道路修繕事業 | 市道認定路線であるもの |
| 交通安全事業 | カーブミラー、ガードレール、グリーンゾーン |
| 水路改修事業 | 用水路でないもの |
| 道路改良事業 | 事業後の幅員が4m以上になるもの (退避所設置等も含む) |

【工事費負担等】

工事費については、区等の負担はありません。ただし、用地買収補償費等を除き、1件の工事費は300万円以下です。

【そ の 他】

原則として、区の長期事業計画で計画された事業で、その事業が採択された場合の制度となります。

【担 当 課】

建設課 土木係（庁舎別館3階） 電話：64-5917

●消防関連事業

【対象事業及び採択基準等】

| 対 象 事 業 | 採 択 基 準 |
|-----------------|------------|
| 防火水槽、スラブ工事等消防施設 | |
| 消火栓（新設） | 本管から100m未満 |
| 消火栓（修繕・移転等） | |

【工事費負担等】

工事費については、区等の負担はありません。

【そ の 他】

原則として、区の長期事業計画で計画された事業で、その事業が採択された場合の制度となります。

用地については、分筆し、市に寄付採納することが必要となります。

【担 当 課】

消防課 消防施設係（消防署内） 電話：62-0119

平成30年度 分館活動等の補助金交付基準について

1 分館活動補助金

| | | | | |
|------|-------------------|-------|-----------|----------|
| 交付基準 | ① 定 額 | 1 区当り | 10,000 円 | → 6 月支払い |
| | 戸 数 割：基準日 4 月 1 日 | 1 戸当り | 50 円 | → 6 月支払い |
| | ② 事業実績割 | 1 点当り | 2,000 円以内 | → 3 月支払い |

※②事業実績割の交付基準

市が補助する事業として指定する事業にそれぞれ点数をつけ、その点数の合計により補助金を交付します。市が補助する事業として指定する事業と点数は下記のとおりとし、主催・共催事業問わず公民館が主体となっていて行っている事業に限り点数配分します。なお、別に市から補助金が出ている事業及び飲食を伴う会合で交流を主の目的としないものについては対象外とします。

| | 事業名 | 点数 | 備 考 |
|--------|--------------------------------|---|--|
| 文 化 | 各種作品展、発表会、 | 各2点 | 書き初め展、絵画展、民謡発表会、カラオケ大会、敬老会などをそれぞれ別の日に行う場合 |
| | 総合作品展・芸能発表会 | 4点 | 上記の作品展、発表会を同時期に行う場合 |
| | 季節の祭り | 2点 | 盆踊り大会、花火大会、秋祭りなど（市民まつりは除く） |
| | 伝統行事継承 | 1点 | どんど焼き、道祖神、十日夜、お地蔵さまなど |
| 体 育 | チャレンジデー参加 （5月最終水曜日） | 3点 | 区や公民館などが主催する自主的なチャレンジデーへの取り組みに限る |
| | 各種スポーツ大会 体力づくり事業 | 3種目以上 4点 2種目 3点 1種目 2点 | 野球、ソフトボール、バレーボール、卓球、マレットゴルフ、ビーチバレー、ゲートボール ニュースポーツ（ニチレクボール等）、ハイキング、ウォーキング、ポッチャ、その他 （分館交流スポーツ大会、運動会、相撲大会は除く） |
| | 駅伝大会参加 | 4点 | 分館として出場した場合に限る |
| 学 習 | 各種講習会、講座、 講演会、区民研修旅行 | 1 講座 2点 | しめ縄・繭玉作り、料理・そば打ち講習、自然体験、歴史散策、施設見学、パソコンなどの各種講習会や講座、健康・体力づくり講演会、区民・子ども交流会、子ども映画会など （開催が複数日にわたるものも1講座とみなします） |
| | 各種学習会 （人権啓発、男女共同参画、青少年健全育成） | 2点 | 区や公民館などが主催する自主的な学習会に限る |
| 広 報 | 分館報の発行 | 1回 1点 2回 2点 3回 3点 4回 4点 5回以上 5点 | （※中央公民館へ1部提出） |
| | アンケート調査 | 1点 | 分館活動に関する区民アンケートなど |
| その他 | 組職規約の整備 | 1点 | 新設のみ（一部改正は対象外） |

2 運動会・相撲大会補助金

いずれも戸数(4/1 基準日)による定額補助で、事業実施後お支払いします。ただし、実施に係る経費（懇親・慰労会等に要する経費は除く）が補助金額に満たない場合は、実費分を補助します。

| | |
|--|--|
| ①運動会 （合同開催の場合、開催を代表する分館或いは地区が申請を行うものとする。） | ～ 99 戸（30,000 円）、100～199 戸（35,000 円）、 200～299 戸（40,000 円）、300～499 戸（50,000 円）、 500 戸 ～（60,000 円） |
| ②相撲大会 （合同開催の場合、開催を代表する分館或いは地区が申請を行うものとする。） | ～ 99 戸（10,000 円）、100～199 戸（15,000 円）、 200～299 戸（20,000 円）、300～499 戸（25,000 円）、 500 戸 ～（30,000 円） |

地域活動備品貸出し制度の概要

市では、市民と行政の協働のまちづくりを推進し、地域の自主活動を支援するため、備品等の貸出しを行っています。

自らが住む地域の活性化に資する活動や公共施設・用地の環境美化、資源回収、道路維持、緑化推進活動などの自主活動にご活用ください。

1 貸出備品

貸出公用車・備品は下記の一覧表にある備品とします。

| 備品項目 | 貸出数量 | 使用内容 |
|---------------|------|--------------|
| 軽トラック | 1 | 作業全般 |
| 軽トラックダンプ式 | 1 | 作業全般 |
| 2トントラック（注） | 1 | 作業全般 |
| 刈払機 | 10 | 草刈作業 |
| ウッドチップパー自走式 | 1 | 剪定枝の粉碎処理 |
| チェーンソー | 2 | 支障木伐採処理 |
| 脚立 | 2 | 支障木伐採処理 |
| 高枝切機（エンジン式） | 2 | 支障木伐採処理 |
| 高枝バサミ | 2 | 支障木伐採処理 |
| 小型一輪車 | 5 | 土木・グラウンド整備作業 |
| 土木用鉄レイキ | 5 | 土木・グラウンド整備作業 |
| エンジンポンプ | 1 | 花壇等散水 |
| 小型管理機 | 2 | 花壇等管理 |
| アルミブリッジ | 2 | 支障木伐採処理 |
| カラーコーン | 10 | 安全対策 |
| ガソリン携帯カン5ℓ | 4 | 作業機械用 |
| フェイスプロテクター | 10 | 草刈作業 |
| 草刈用エプロン | 10 | 草刈作業 |
| プロジェクター・スクリーン | 1 | 会議・講演等 |
| アンプ | 1 | 会議・講演等 |

（注）2トントラックは平日の貸出しは出来ません。土日のみの貸出しになります。

2 貸出対象者

貸出しをする対象者は、地域の活性化・地域づくりに資する公共的活動を行う団体で、区・自治区及び公益法人またはこれに準ずる団体（市民公益活動団体など）への貸出しとします。（個人への貸出しは行っておりません。）

3 対象活動・使用区域

貸出しをする際の対象活動は以下のような活動とし、使用区域は東御市内とします。

(1) 環境美化活動

- 道路、河川、公園その他公共施設・用地などのごみ拾い、不法投棄物の処理、草刈り等の清掃活動
- 公共施設・用地などの支障木の伐採及び処理、樹木の消毒作業

(2) 資源回収活動

- P T Aなどが行う資源回収活動

(3) 道路維持管理活動

- 市が許可する簡易的な道路維持・修繕作業

(4) 花と緑の推進活動

- 花壇管理・整備、植栽、散水作業

(5) その他地域の公共的活動と認めるもの

4 貸出日・貸出期間

貸出日及び時間は、年間を通じて午前8時30分から午後5時15分までとします。ただし12月29日から翌年1月3日までの日は除きます。

車両の貸出期間は、1日単位とします。（前日からの貸出しはいたしません）

一般備品の貸出期間は、3日以内とします。

5 使用料

使用料は無料ですが、機械類の燃料については使用団体の負担となります。

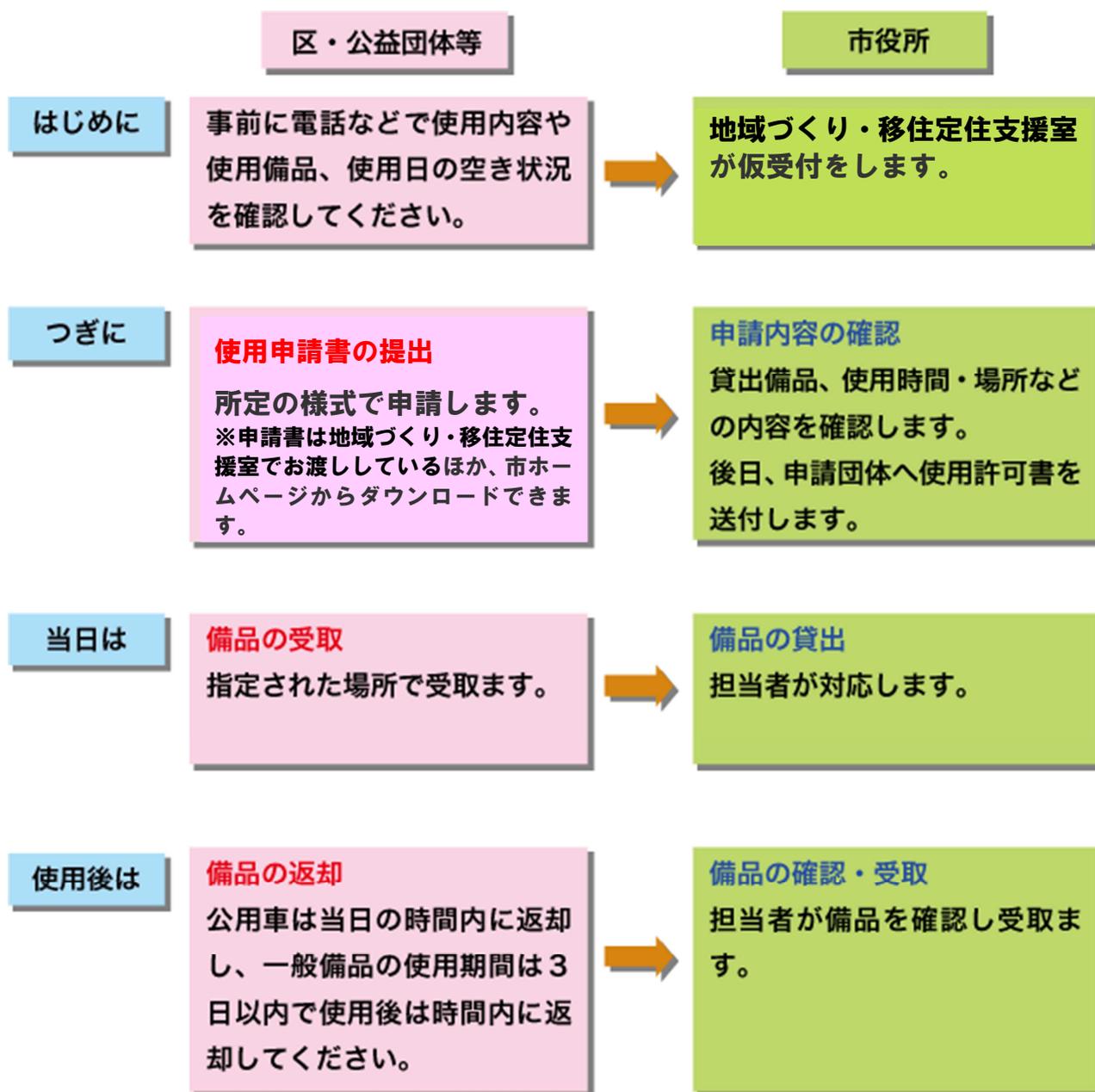
6 申込み方法

所定の申請書類を貸出しを受けようとする日の1カ月前から7日前までに地域づくり・移住定住支援室へ提出してください。

申請書類は、地域づくり・移住定住支援室でお渡ししています。また、東御市ホームページからもダウンロードできます。

鍵の引き渡し、備品の貸出の具体的な方法は、別途、打ち合わせをさせていただきます。

7 貸出し手続きの流れ



制度の詳しい内容については、下記担当係までお問合せください。

【担 当 課】

地域づくり・移住定住支援室（中央公民館2階） 電話：71-6790

コミュニティ助成事業の紹介

この助成事業は、住民の行うコミュニティ活動を推進し、その健全な発展を図るとともに、宝くじの社会貢献広報事業に資するため、一般財団法人自治総合センター又は公益財団法人長野県市町村振興協会がコミュニティ活動に助成を行うものです。

1 事業実施主体及び助成事業の種類

市が認めるコミュニティ組織（区・自治会）又は自主防災組織が対象であり、特定目的のために組織された宗教団体、営利団体、趣味の愛好会、イベント等のために組織された団体、NPOは対象外となります。

| 種類 | 概要 | 助成金額 | 担当課 |
|--------------------|---|-----------|---|
| (1)一般コミュニティ助成事業 | 住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業。 | 100～250万円 | 地域づくり・移住定住支援室 (中央公民館2階) TEL 71-6790 |
| (2)地域防災組織育成助成事業(ア) | 一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織又はその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業。 | 30～200万円 | 総務課 防災係 (消防署内) TEL 62-0119 |
| (3)青少年健全育成助成事業 | 青少年の健全育成に資するため、スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業及びその他コミュニティ活動のイベントに関する事業等、主として親子で参加するソフト事業。 | 30～100万円 | 教育課 青少年教育係 (中央公民館) TEL 64-5906 |

※詳細については、「平成31年度コミュニティ助成事業実施要綱」による。

2 次年度事業の申請時期

次年度事業の申請時期は8～9月頃となります。

事業の実施を希望する場合は、**必ず事前に担当部署へご相談ください。**また、**区の長期計画へ要望の記載**をお願いします。

なお、申請時期はあくまでも予定であり、前後する場合がありますので、早めの相談をお願いします。